コーポレート・ガバナンスをめぐる法的規律の諸層

松井秀征

1　はじめに——問題意識

平成27（2015）年に運用が開始されたコーポレートガバナンス・コードには、当該コードにおけるコーポレート・ガバナンスの定義がある[1]。これを見ると、コーポレート・ガバナンスとは、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」とされている。この定義によれば、コーポレート・ガバナンスの概念で語られるべきことは、

① 会社に関係する誰の利益を考慮するか（株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等）

② それはどのような手続であるべきか（透明・公正かつ迅速・果断）

③ 何をするか（意思決定）

である。

コーポレート・ガバナンスのように、皆が何となくイメージができるものの、その外延が不明瞭な概念について、以上のような定義を与えたことには率直に敬意を表する。また、そのような定義づけが可能になったのは、とりもなおさずコーポレートガバナンス・コードがいわゆるソフトローであり、法律（ハードロー）の条文ほどの厳密さが求められるわけではなかった、ということもあるだろう。ともあれここで確認すべきことは、現在のわが国においてコーポレート・ガバナンスをめぐる問題は、会社法というハードローのみならず、コーポレートガバナンス・コードというソフトローがその重要な一翼を担っている、ということである。そしてここにおいて、なぜハードローのみならずソフトローで当該問題を扱うのだろうか、との問題関心が生ずることになる。

翻ってハードローの世界を見てみると、以上のようなコーポレート・ガバナンスに関する問題について、具体的な規律を置いてきたのは会社法（かつての商法を含む。以下、同じ）である。他方、近時の立法の動きをみると、金融商品取引法においてコーポレート・ガバナンスに関心を寄せる例があり、あるいは銀行法のような業法でも同様の例がみられる。では、もっぱら会社法が規律を及ぼしていた領域に、金融商品取引法その他の業法が関与してくるのはなぜなのか。これも、解き明かすべき課題として立ち現れる。

以上のとおり、わが国における今日のコーポレート・ガバナンスをめぐる法的な規律については、二つの軸が存在することになる。第一に、これをハードローによって規律するか、あるいはソフトローによって規律するのか。そして第二に、ハードローによって規律する場合でも、会社法によって規律をするのか、あるいはそれ以外の法律によって規律をするのか。本稿は、このような規律の構造がなぜ生じているのか、本特集の趣旨を明らかにする意図も込めて、概括的に検討するのが課題である。

1）株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（2018年6月1日）序文「コーポレートガバナンス・コードについて」参照。